

令 6 廃リ 対策 第 1 4 6 号
令和 6 年(2024年) 5 月 1 0 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部長

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る
解釈の明確化等について (通知)

このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032929 号・環循規発第 2403296 号により通知がありましたので、お知らせします。

については、貴会員に対し、周知をお願いします。

なお、本件通知中の第 2 及び第 3 に関する本県の取扱いについては、電子情報処理組織を使用する方法による手数料の納付及び処分通知は行っていません。

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班 岸田
TEL : 083-933-2988 FAX : 083-933-2999
E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp